

職務発明条例草案（送審稿）に関する説明

2015年4月2日発表

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

『職務発明条例草案（送審稿）』に関する 国家知識産権局および科技部の説明

一、『職務発明条例（草案）』の起草背景について

人材は我が国の経済社会を発展させるための第一の資源であり、イノベーションは我が国の経済社会を発展させるための根本的な原動力である。独自イノベーション能力を向上させ、イノベーション型国家を建設するためには技術人材に依拠し、技術イノベーションおよび転化運用に従事しようとする技術人材およびその所在する事業体の積極性、能動性、創造力を十分に引き出し、発揮しなければならない。

職務イノベーション成果の権利帰属・利益分配制度は、技術者人材およびその所在する事業体の技術イノベーションおよび転化運用に対する積極性を直接左右し、決定付ける。このため、『国家中長期人材発展計画綱要（2010～2020年）』（以下「人材発展計画綱要」という）は「職務技術成果条例を制定し、技術成果の知的財産権の帰属と利益共有のメカニズムを整備することで、技術成果の創造者の合法的権益を保護する。職務発明者の権益を明確化し、主要な発明者の受益比率を高める」必要があることを明確に示している。

我が国の『専利法』や『植物新品種保護条例』等の法律法規は職務発明に関わる基本制度を定めている。この制度的枠組みの下で、企業および事業団体の研究開発職者の技術イノベーションおよびその運用実施に対する積極性がますます高まり、我が国の社会、経済の発展における職務発明の役割はますます突出してきている。しかし全体的に見ると、職務発明制度の実践においては主に以下の二つの面で大きな問題が残されている。

（一）職務発明に関する法律制度が比較的に原則的なものであり、実行可能性が低い

知的財産権に関連する既存の法律法規のうち、『専利法』および『専利法実施細則』は、職務発明と非職務発明の区分、権利帰属および職務発明者の奨励報酬を規定しているが、発明者の氏名表示権、奨励報酬取得権を確保する関連手続については規定していない。その他の法律法規の規定は原則的なものにとどまり、例えば『植物新品種条例』は職務上の品種育成と職務とは無関係の品種育成の区分を規定しているが、品種育成の完成者に対する奨励報酬を規定していない。現行職務発明制度は手続関係の規定が欠乏しているため、発明者の権益保護が確実に実行されることは保障できない。例としては、発明を完成した後に如何に手続を通じて発明の性質と権利帰属を確認するか、発明者が事業体による知的財産権の出願状況および奨励報酬に関連する事項を知る権利を有するか、如何に奨励報酬を計算するか、発明者が流動する状況下において如何に権益を保障するかが挙げられる。このため、立法によって規範化し、事業体と発明者に一定の手続上の権利を付与し、事業体と発明者が職務発明に対してそれぞれ有する実体的権利を実現できるよう保障する必要がある。

（二）現実では事業体が発明者の權益を無視・侵害する状況がしばしば発生し、発明者の積極性を著しく害している

現行の法律法規によると、職務発明の知的財産権は事業体に帰属するため、発明者は氏名表示権と奨励報酬取得権しか有しない。このような制度設計によって、職務発明制度の実施においては事業体が優勢的地位に立つことになる。大量の調査研究の状況から見ても、事業体が契約または規則制度において発明者の義務のみを規定し、その権利をほとんど規定しておらず、法により奨励、報酬を支給せず、発明者の氏名表示権を侵害するといった状況がしばしば発生している。例えば、一部の民間企業では、毎年数百件の専利の発明者氏名はいずれも当該企業の責任者の名となっている。氏名表示権侵害行為の挙証は困難なために、発明者が司法ルートを通じて権利擁護するコストが高く、現在労働市場においては依然として事業体が優位に立つこともあって、多くの発明者は権利擁護する勇気も意欲もない。こうした状況が、発明創造およびその転化運用に取り組もうとする発明者の積極性を著しく削いでいるのである。

前記問題を解決するには、立法を改善し、職務発明制度をいっそう詳細化するとともに、実行可能性を高め、手続に関わる規定を補い、発明者の権利に対する救済措置と救済方法を明確にし、発明者の合法的權益実現を確保し、イノベーションに対する研究開発者の積極性を引き出すことで、より多くの職務発明が創出され、実践で運用されるよう奨励し、イノベーションによる発展を実現しなければならない。

二、草案の起草において遵守した基本原則

（一）職務発明奨励の原則

知的財産権制度の主旨の一つは発明創造の創出と応用を促進することである。科学技術の水準が向上し、発明自体がますます複雑になるにつれ、発明創造1件を完成するには知識やテクニックだけではなく、効果的な組織管理、チームワークおよび資金、機械設備、情報資料等の物質的な技術条件のサポートに依存するようになった。研究開発者が独自に発明創造を行う可能性が大きく低下し、事業体の任務を遂行して、または事業体の物質的な技術条件を利用して発明創造を完成するケースが大幅に増加した。よって、一般的には、発明者一個人の力だけでは、近代的意義のある発明創造、特にハイテク発明を完成することは無理がある。近年来、わが国の職務発明が占める比率が年を追って増加してきたが、数値自体がいまだに非常に低い。例えば、国内三種専利出願に職務発明が占める比率を見ると、2005年は約41%だったが、2014年は71%に達した。一方、先進国の場合、職務発明が占める比率が90%以上である。こうした状況に鑑み、草案は、我が国の実際状況を踏まえ、発明の権利帰属と当事者が有する権利、負うべき義務を明確にし、事業体が完備した知的財産権管理制度を構築するように指導することで、事業体と発明者による技術イノベーション活動への積極性を十分に引き出し、職務発明の創出と運用を促進しようとしている。

（二）権利義務平衡の原則

職務発明は事業体の物的投入、有効な組織管理および発明者の知的投入による総合結果であることから、イノベーションを促進するには、双方の利益に同時に配慮し、双方の積極性を十分に引き出さなければならない。このため、草案は事業体と発明者の間における権利義務の平衡状態の実現を重点としている。まず、権利帰属の区分について、草案は、現行『専利法』などの法律法規の規定に従い、職務発明の所有権が事業体に帰属し、事業体が必要に応じ、当該発明に対して適切な処理を行うことができることを明確にした。同時に、発明者の知的労働が職務発明の実現に必要な条件であることから、草案は、発明者が氏名表示権と奨励報酬取得権を有することも明確に規定した。次に、権利保障について、草案は、発明者が事業体の業務に関わる発明について事業体に報告し、事業体による知的財産権の出願に協力する義務を規定しており、事業体が職務発明に関わる知的財産権を放棄しようとする場合に発明者が有する権利も規定した。最後に、法的責任について、発明者が自らの名義により、無断で職務発明の知的財産権を出願した場合の法的責任を規定しており、事業体が条例の規定に違反して非職務発明の知的財産権を出願した場合の法的責任も規定した。

（三）約定優先の原則と最低保障の原則

事業体と発明者の間の関係は第一に民事関係であることを考慮し、平等、自主、公平等の民法の基本原則を遵守しなければならない。このため、草案は当事者の自由意志を十分尊重し、権利帰属と奨励報酬については約定優先の原則を取り入れた。即ち、当事者が法により結んだ契約に権利帰属と奨励報酬について約定がある場合、その約定を優先するというものである。同時に、事業体が別の形で発明者の権利を剥奪または制限することを防ぐために、草案は約定優先の原則に対して一定の制限を設けていて、発明者が条例に基づいて享有する権利を取り消す、または前記権利の享有と行使に不合理な条件を付け加えるような如何なる約定または規定も無効であると規定した。

事業体の性質や規模等の原因により、全ての事業体が職務発明の奨励報酬等について整備された規則制度を確立し、または発明者と約定を交わすとは限らない。一部の事業体が法による発明者に奨励報酬を支給しないという状況を防ぐために、草案は事業体と発明者の間に約定が行われていない状況下における奨励報酬の最低基準を規定し、これによって発明者の権利が基本的な保障を得られるようにしている。同時に、事業体が知的財産権管理制度を改善するように促している。このほか、発明者の権利を実現するために、また、事業体が規則制度または契約において発明者の義務のみを規定し、その権利については言及しない状況を防ぐために、草案は事業体に対し、その規則制度または約定において発明者の権利、救済の請求方法を明記するように明確に要求している。

三、草案の主な内容

（一）総則について

総則の部分は主に立法の主旨、監督管理部門およびその職責、条例の適用範囲、発明者の定義、知的財産権管理制度の確立と整備に関わる事業体の義務等を規定し、特に事業体に対し、研究開発者およびその他関係者に関連の規則制度を公開するよう明確に要求している。

(二) 発明の権利帰属について

草案は、現行法律法規と関連司法解釈の規定を参考に、職務発明と非職務発明の区分基準およびその権利帰属を明確にした。草案は、「約定優先」の原則を十分に体现するために、事業体が事業体の物質的条件を利用して完成した発明の権利帰属について規則制度で規定するか、または発明者と約定することができるかと規定した。

(三) 発明の報告と知的財産権の出願について

職務発明に対する事業体の合法的権益を保護し、権利帰属に関する紛争の発生を防止するために、草案は調査研究で把握した事業体の実践状況を踏まえて、ドイツ、フランスなどの発明申告制度を参考に、発明報告制度を規定した。発明者は、事業体の業務に関わる発明を行った後、これを事業体に報告し、当該発明が職務発明であるか、非職務発明であるかの意見を提示しなければならない。その後、双方は一定の協議手続を通じて、権利の帰属を明確にすることで、紛争の発生を防止する。

異なる業界、異なる分野の事業体の事情が千差万別なので、草案は報告手続における期限、方式等について約定優先の原則を採用し、事業体が法により制定した規則制度または双方の合法的な約定を尊重しており、強制的な規定を行っていない。

発明者の権益を保障するために、事業体が職務発明の知的財産権に関する出願手続を中断し、または取得済みの知的財産権を放棄しようとする場合は、事前に発明者に通知しなければならない。発明者は事業体との協議により、当該職務発明の知的財産権出願権、または知的財産権を得ることができる。

(四) 職務発明の奨励報酬について

奨励報酬は技術イノベーションに従事するよう発明者を動機付ける重要な措置であり、発明者が職務発明に対して有する主要な権利でもある。職務発明者の奨励報酬取得権の実現を保障し、技術イノベーションに従事する発明者の積極性を引き出すために、草案の第四章には、奨励報酬の基本原則、奨励報酬の決定要素、支給期限、発明者の知る権利、約定のない状況下における奨励報酬の最低基準、特別な状況下における権益の保障を規定している。

草案は、事業体が職務発明について知的財産権を取得し、当該職務発明を実施後、発明者または設計者に対して奨励報酬を支給しなければならないと規定した。草案は、職務発明の奨励報酬について「約定優先」の原則を採用している。即ち、事業体は奨励報酬を支給する手続、方式、金額について、法により制定した規則制度により規定するか、または発明者と約定を交わすことができる。双方は自己の実情により具体的な手続を設

定することができ、奨励方式の多様化を実現することもできる。また、事業者が約定を利用して発明者の権益を侵害することがないように、草案は、事業者がその規則制度または発明者との約定において、発明者が有する権利と救済の請求方法を発明者に告知しなければならないと規定すると共に、発明者の権利を取り消す、または前記権利の享有や行使に不合理な条件を付け加えるような如何なる約定や規定も無効であると明確に規定した。

実務においては職務発明の奨励報酬の金額を決定することが困難であることから、草案は、奨励報酬を決定する際に考慮すべき関連要素および発明者の知る権利を規定した。草案は、規則制度において規定がなく、また約定も行われていない状況下における奨励報酬の最低額、支給期限を規定した。異なる地域、異なる事業者間の収入格差が大きいいため、草案は、発明者の所属事業者における在職従業員の平均月給を基数として報奨金の最低金額を計算するよう規定した。草案に規定される基準は、現行法律法規と比べて適当に高く設定されている。報酬の計算はより複雑であり、草案は、報酬の計算について4種の方式を規定した。規則制度にも約定にも規定されていない場合には、事業者は具体的な状況に応じて、そのうちのいずれかに従って、発明者に報酬を支給しなければならない。

草案は、労働、人事関係の終了または発明者の死亡等の特別な状況下における権利義務の存続について、規定を行った。このほか、知的財産権には無効または取消しとなる可能性があることから、発明者の権益を十分に保障するために、草案は、別途約定または規則制度に規定がある場合を除き、無効宣告または取消しをされた場合、その効力が無効宣告または取消し決定の発効する前に発明者が既に取得した奨励と報酬まで遡及しないと明確に規定した。

(五) 職務発明およびその知的財産権の運用実施の促進について

発明創造は有効な運用実施を通じてはじめて、経済社会の進歩を促進する役割を果たせる。このため、職務発明およびその知的財産権の運用実施を促進し、職務発明の「遊休」を防止することは、職務発明制度の重要な任務の一つである。

研究開発機構や大学は通常、発明を実施する条件を備えておらず、それらが職務発明を「遊休」にし、発明者の報酬金を受ける権利が実現不能に陥る状況を防ぐために、草案は、『科学技術成果転化促進法』の関連内容を参考に、国が設立した研究開発機構、大学から「遊休」にされた職務発明について、発明者は、職務発明の権利帰属を変更しない前提で、事業者との協議に基づき転化実施を行い、協議によりそれ相応の権益を受けられると規定している。

職務発明の創出と実施をよりよく励ますために、草案は、「事業者が職務発明およびその知的財産権の実用化、実施によって取得した収益および発明者が獲得した奨励、報酬は、国の関連規定にしたがって、税制上の優遇措置が適用される。」と規定した。事業者の職務発明に対する重視を促し、奨励報酬制度の実施徹底を図るために、草案は、「国の関連主管部門は、事業者の知的財産権管理を審査または評定基準とする政策や措

置を制定するにあたって、事業体の職務発明制度履行状況を審査または評定の要素としなければならない。事業体の職務発明制度履行状況は、その責任者の関連評価内容に取り入れなければならない。」と規定した。国の財政資金利用プロジェクトの成果である知的財産権の運用実施を促進するために、草案は、「国は基金を設立し、財政資金を利用して設立した科学技術基金プロジェクトおよび科学技術計画プロジェクトによる職務発明の運用、実施を促進する。」と規定した。

(六) 監督検査と法的責任について

草案が規定する関連の制度と措置の実施が徹底されるよう確保し、当事者の合法的権益を保障するために、草案の第六章は、監督検査と法的責任を規定している。草案は、知的財産権主管部門、科学技術行政部門、人力資源社会保障行政部門が共同して職務発明制度の実施に対する監督管理の責任を負い、当事者の請求または通報情報に基づき、事業体の職務発明制度履行状況を監督検査する権利を有するとした。同時に、監督検査を規範化するために、草案は監督検査機関の関連義務を規定した。

草案は、発明者または事業体が条例規定に違反した場合の法的責任を規定した。実務においてしばしば発生する発明者の氏名表示権に対する侵害について、草案は、氏名表示権侵害行為を定義し、救済方法と法的責任を規定した。また、草案は、事業体が規則制度または約定を利用して発明者の奨励報酬取得権を侵害した場合の法的責任を規定した。

草案は、職務発明に関わる紛争の解決方法を規定している。即ち、当事者が協議により解決するか、または県級以上人民政府の知的財産権行政部門に調停を請求することができる。このほか、直接人民法院に起訴するか、または法により仲裁を申し立てることができる。

(七) 付則について

紛争の予防と速やかな解決に資するよう、草案は、事業体と発明者が発明の権利帰属と奨励報酬について約定を交わした場合、関連の契約または規則制度を所在地の知的財産権主管部門に届け出ることができると規定した。また、国防分野に係わる職務発明については本条例の規定を参照・適用すると規定した。